

平成 30 年度

事業計画書

社会福祉法人 中標津朋友会

《基本方針》

厚生労働省の「平成29年度介護事業経営実態調査」では、特別養護老人ホームの経営状況が前報酬改定(▲2.27%)により大幅に悪化し、収支差率は26年度調査より▲7.1%と著しく低下し、赤字施設も33.8%に増大しております。

これらの実態を起点に、'18年度の介護報酬は、当初の動きを翻しプラス0.54%改定で決着し、個別サービスの単位等についても答申がなされました。本改定は、医療と介護の連携に軸足を置き、「配置医師緊急時対応加算」、「入院時情報連携加算」、「低栄養リスク改善加算」等、いかに新設された加算にチャレンジし専門性を高めるかが、今後の重要な課題にもなります。

ひゃっかりょうらん

百花繚乱～ 色々な花が咲き乱れる事。転じて、優れた業績や人材が数多く表れる様

(平昌五輪日本選手団 小平主将)

ピョンチャン

先の平昌オリンピックでは、金メダル4つを含め計13個の、冬季五輪最大のメダリストが誕生致しました。正に『百花繚乱』で、様々な競技で美しい花々を咲かせました。

法人としまして、本年度は大きな事業を抱え、創立三十周年記念事業や懸案でありました敷地内の外構整備計画も推進する方針であります。

施設開設30周年を更なる進化の年とし、職員それぞれが重要なファクターとなり、皆の沢山の思いが、多くの美しい花を咲かせ、ご利用者の皆様にも「喜びと感動を与える存在」となることを期しております。

新たな年度も、各々のセクションが一体となって連携を深め、更なる地域への貢献と質の高いケアの確立を目指して、円滑で安定的な事業推進に努めていきます。

I 基本目標

- 1 地域に信頼される法人・施設運営
- 2 法人事業の推進に関わる統合調整及び企画実施 (三十周年記念行事実行委員会の設置等)
- 3 利用者に寄り添ったサービス提供と効率かつ専門性を生かしたケア体制の確立
- 4 介護人材確保の促進及び職員処遇の改善
- 5 報酬改定や新設加算等に応じた経営戦略
- 6 行政機関及び関係団体との連携

II 本年度の事業内容

[定例会議及び研修]

法人の適正な運営並びに公正かつ透明性のある施設事業を推進するにあたり、次のとおり理事会及び監査並びに評議員会等を定例又は随時開催し、健全な法人運営が図られるように努めていきます。

1. 理事会の開催

第1回理事会	平成30年	5月	平成29年度事業報告及び決算報告等について
第2回理事会	平成30年	12月	平成30年度補正予算(案)等について
第3回理事会	平成31年	3月	平成31年度収支予算及び事業計画(案)等について

2. 評議員会の開催

定時評議員会	平成30年	6月	平成29年度事業報告及び決算報告等について
--------	-------	----	-----------------------

3. 法人監査の実施 (外部監査含む)

第1回監査	平成30年	5月	法人全事業の会計経理及び決算監査について
第2回監査	平成30年	10月	法人・施設の運営並びに処遇状況等について
第3回監査	平成30年	12月	法人・施設予算執行並びに諸規程整備等について
第4回監査	平成31年	3月	法人・施設の運営及び理事の業務執行について

4. 法人研修会の実施

法人役員・職員合同研修会	平成30年	6月14日	(デイサービスホール 予定) 「法人及び施設のこれからの経営戦略(仮題)」 講師 小田 伸一 顧問税理士
--------------	-------	-------	--

// 平成30年12月 (中標津町：トーヨGH 予定)

III 経営の原則

(社会福祉法第24条抜粋)

社会福祉法人としての役割、担い手としてふさわしい事業を確実にかつ効果的に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図っていきます。

1. 自主的な経営基盤の強化

- ① 新会計基準による適正な会計処理 (法人事業本部統括・一元化)
- ② 各事業所の財務検証と全体最適化の継続 (法人事業本部との連携)
- ③ 事業・部門毎の経営実態把握と分析、調査研究 (業務委託等の検討)

2. 福祉サービスの質の向上

- ① 利用者等からの苦情受付とその解決 (改善是正、第三者委員会との連携)
- ② 利用契約時(締結)の親切な説明と丁寧な対応
- ③ 提供サービスの評価と質の向上 (QOL向上に向けた委員会の設置検討)
- ④ 介護事故の未然防止対策とチームケア体制の確立

3. 事業経営の透明性の確保

- ① 財務諸表並びに事業報告等の閲覧やホームページによる公開
- ② 法人現況報告書及び役員名簿等の状況をホームページにて開示
- ③ 所轄庁の条例による法人規程の整備 [定款、諸規程等の条文改正及び是正]
= 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定 =

IV 事業計画と予算執行

当法人の事業計画及び予算の編成にあたっては、介護保険制度や報酬改定の政策動向を見据えながら、法人の健全財政維持を基本とした適正かつ安定した経営が図られるように努めていきます。

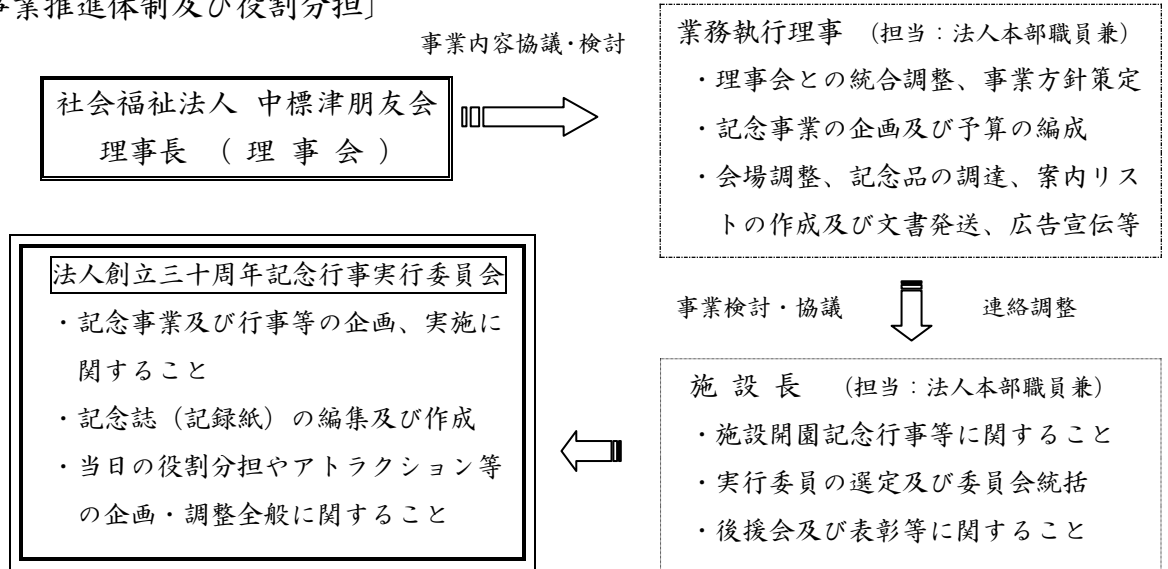
- ① 介護保険制度及び報酬改正や加算に即した年次計画の策定と予算の編成
- ② 人材創出や育成の視点に立った持続可能な経営組織の確立 [役職員教育の強化]
- ③ 介護士確保の推進強化 [介護人材確保対策の継続及び職員処遇や職環境の改善]
- ④ 事業別収支の検証とコストパフォーマンスの追求 [ICT等の活用による業務効率化・ソーラシステム等経費削減対策・社会福祉充実残額の算定に応じた費消計画～期間5～10年]
- ⑤ 地域支援事業や軽要介護者対策等の制度・報酬改正に沿った事業展開

V 法人事業及び経営方針等について

【30年度の主要事業について】

事業名：(1) 法人創立三十周年記念事業 ～ 実行委員会の設置
記念誌作成、開園行事、式典等記念事業の企画及び事業実施

〔事業推進体制及び役割分担〕



事業名：(2) 中標津りんどう園外構整備事業 ～ 法人事業本部所管
(工期) 平成30年度～31年度 (二カ年工事)
第1期工事 ～ 敷地内通路整備、駐車場舗装改修 (下層路盤整備)等
第2期工事 ～ 舗装仕上げ、通路花壇の植樹整備

【30年度の経営方針について】

- ① 主要事業の実施に係る統合調整及び記念事業並びに外構整備の推進
 - ・記念事業を通して、職員や地域との「つながり・絆」を育む ～ 誇りや愛着(一体感・責任感等)の醸成
 - ・職員の安全対策 (暴風雪や非常災害等) や園舎周辺の環境整備
- ② ガバナンス(統治・監視)の強化と透明性の確保
 - ・顧問税理士による外部監査及び研修等の実施
 - ・財務諸表等の開示・公開
- ③ 介護人材確保の促進及び職員処遇(職環境)の改善
 - ・実務者養成研修無償化の継続
 - ・分校型介護学校の誘致、業務提携
 - ・マイナビ等によるPRや外国人労働者の雇用促進
 - ・ICT(情報通信技術)や介護ロボット(HAL等)活用による業務軽減や腰痛予防対策や有期(無期)契約職員等の処遇改善 (助成金活用)
- ④ 社会福祉充実計画(積立金・積立資産整理)や新総合事業等改正に応じた事業展開
- ⑤ 介護報酬や新たな加算・制度改正に応じたケア体制の確立と専門性の強化
 - ・報酬や加算に応じたサービス体制の確立
 - ・PDCAサイクルによる業務効率化
- ⑥ 健全財政を見据えた中長期ビジョンの策定 (経営分析による財務検証含)
 - ・部門別責任体制による計画(独立採算)立案
 - ・ソーラー(太陽光・蓄電池)システム検討

〔 法人事業の内容 〕

地域社会に信頼される法人となるよう、特別養護老人ホーム及び在宅福祉サービス事業（4施設・9事業）の運営を利用者の立場や視点に立って推進していきます。

< 社会福祉法人 中標津朋友会の事業 >

平成30年4月1日現在

介護保険事業	施設名	定員	指定年月日
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 中標津りんどう園	50名	平成12年4月1日
短期入所生活介護		10名 (空所利用型)	平成12年4月1日
介護予防短期 入所生活介護			平成18年4月1日
広域ユニット型 介護老人福祉施設	広域ユニット型 特別養護老人ホーム 中標津りんどう園	40名	平成25年4月1日
短期入所生活介護		(空所利用型)	平成26年7月8日
介護予防短期 入所生活介護		(空所利用型)	平成26年7月8日
通所介護	在宅老人サービスセンター	(1日)	平成12年4月1日
介護予防通所介護	中標津りんどう園	40名	平成18年4月1日
居宅介護支援事業	居宅介護支援センター 中標津りんどう園	—	平成12年4月1日

＝ 中標津りんどう園 基本理念 ＝

- ・中標津りんどう園は『信頼される施設』となるよう努めます
- ・中標津りんどう園は『満足されるサービス』を提供できるよう努めます
- ・中標津りんどう園は『地域に貢献』するよう努めます

(私達の使命)

利用者が健やかで快適にお過ごしできるよう、又心豊かな生活が送れるように努めていきます。

(公平・公正な施設運営)

利用者個々の人格と尊厳を損なうことなく、常に公平・公正なケアに心掛けていきます。

(生活の質の向上)

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し『心地よい生活と時間』が送れるように努めていきます。

(職員の資質・専門性の向上)

自らの行動には常に責任を持ち、利用者に対しては十分な配慮や質の高いサービス提供ができるよう、日々研鑽・学習し専門性の向上に努めなければならない。

(地域福祉の向上)

地域社会の一員として自覚を持ち(言動、身だしなみ等)、求められる専門性を地域住民に還元し、地域福祉の向上に努めていきます。

ケア理念 ～ 求められる職員像 ～

私たちの仕事は利用者の権利を尊重し、擁護することであり、人権を優先した介護を目指します。

- 一 私たちは利用者とともに楽しみ、悩み、そして喜びを分かち合いながらその人らしく豊かに生活していけるよう、明るく、笑顔で介護を行います。
- 一 私たちは利用者一人ひとりの疾病や身体的特徴を理解し、常に向上心を持って、専門的知識や技術を高めるよう努力します。
- 一 私たちは、地域との関わりを大切にし、ボランティアや社会参加の機会を積極的に取り入れ、又家族とのつながりも保てるよう援助しています。
- 一 私たちの「言葉」、「応対」、「感情」は利用者の尊厳に大きく影響します。従って、常に初心を忘れず、慣れの姿勢にならぬよう心掛けていきます。